

『障がい者の福祉』 について関心と理解を深めましょう！

～ 12月3日～9日は『障害者週間』です ～

問町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

『障害者虐待』を発見したら報告を！

『障害者虐待防止法』では、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人に、通報義務を課しています。気付いた人は、速やかに役場または障害者虐待防止センターに通報をお願いします。

■障がい者の虐待に関する相談・通報窓口

◇柳井圏域障害者虐待防止センター

☎ 52-2678 (24時間対応)

◇町民福祉課福祉係

・受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土日・祝日・年末年始を除く)

☎ 52-5810

■『障害者虐待防止法』での『障害者虐待』とは

- ・養護者による虐待
- ・障害者福祉施設従事者による虐待
- ・使用者（雇用主など）からの虐待

◇具体的な『障害者虐待』の例

- ①**身体的虐待** とても熱いものを食べさせられる・部屋から出してもらえないなど
- ②**性的虐待** お尻や胸をさわられる・裸の写真を撮られるなど
- ③**心理的虐待** どなられる・悪口やひどいことを言われるなど
- ④**経済的虐待** お金をとられる・お金を渡してもらえないなど
- ⑤**放任・放棄（ネグレクト）** お風呂に入らせてもらえない・ごはんを食べさせてもらえないなど

『障害者差別解消法』を知っていますか

この法律は障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指したものです。

ということが差別になるのかをきちんと判断できるものさしを法律で定めるとともに『不当な差別的取扱い』を禁止し、『合理的配慮の提供』を求めています。

◇不当な差別的取扱いの禁止

- ・お店に入ろうとしたら車いすを理由に断られた
- ・障がいを理由にアパートを貸してもらえなかった

◇合理的配慮の提供

- ・施設内の段差があるところでサポートする
- ・難しい漢字にふりがなをつける
- ・障がいのある人に合った方法（筆談・読み上げなど）で対応する

◇誰もが暮らしやすい社会を目指して

『障害者差別解消法』は行政機関や民間事業者などを対象とした法律です。

しかし、社会から差別をなくすためには、全ての人が障がいへの理解を深めることが必要です。

障がいを理由とする差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会を目指して、それぞれの立場で考え、行動していきましょう。

新入学準備金の入学前支給について

問学校教育課 ☎ 52-5812

令和3年度に小中学校に入学するお子さんがいるご家庭で、経済的に困りの保護者に新入学準備金を3月に支給します。

◇新入学準備金とは

就学援助の『新入学生学用品費』として就学費を援助する制度はありましたが、支給時期が入学後の7月であったため、入学前の準備時期に支援がされるように、新たに『新入学準備金』を追加しました。これにより、申請時期を前倒しし、3月の支給を可能としたものです。

◇申請ができる人（以下のすべてに該当）

- ・令和3年3月1日現在で田布施町内に住所を有する人
- ・令和3年4月から、小・中学校の新1年生となる児童生徒

◇申請場所 田布施町教育委員会学校教育課窓口

◇申請期間 12月1日(火)～令和3年1月29日(金)

◇持参物 印鑑

◇支給認定 令和2年度町民税（所得割額）で所得判定を行う

◇支給日 令和3年3月中旬（予定）